

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 557

平成22年 3月15日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

3月決算、新興国需要が押し上げ
経常増益、黒字転換企業が約5割

上場企業で最も多い決算期は「3月決算」。東京証券取引所の統計月報(HP)には、決算期別の上場会社決算短信集計(金融・保険業、新規上場会社、変則決算会社は集計から除外)が掲載されていて、約8割の1,500社の決算が3月に集中している。ちなみに決算企業数が2番目に多いのが12月で、およそ全体の7%を占める。ビール・飲料メーカーに多く、キリンとサントリー(非上場)は、共に12月決算。

昨年9月の中間決算で増収増益と好調を維持して「不況下でも躍進する企業」として話題を集めた企業が“餃子の王将”(王将フード・京都市)。同社は今年1月、連結業績予想について、昨年9月に続いて2度目の上方修正をすると発表した。売上高は9月時点の予想と比べて6.2%増、営業利益は同17.2%増と、いずれも過去最高を見込む絶好調企業。

日本経済新聞社の3月決算予想調査によると、上場企業の経常利益は前期比13%増で2期ぶりに増える見通し。自動車(トヨタを除く6社黒字)や電機の経常損益改善が目立ち、波及効果は化学にも及んだ。いずれも新興国需要が回復したのが要因で、最悪期脱出や回復基調が鮮明と分析する。ただし一過性の人員減では削減余力は限られそうだ。電機は構造改革費を今期も計上する。

全体的には、経常増益、黒字転換の企業が半分近くを占めた。今後の成長回帰には欧米の動向が大きなカギになると見ている。

税務会計

中小企業倒産防止共済制度の拡充
確実な節税商品との声もあり注目

中小企業倒産防止共済法の改正案が今国会で審議される。2010年度税制改正では、「定期金に関する権利の評価」の見直しが予定されており、生保商品による節税策が封じられそうな今、確実な節税商品との声もあり、注目されている。

1978年に創設された中小企業倒産防止共済制度は、共済契約者が拠出する掛金を原資に、取引先が倒産した際、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内で、回収困難な売掛債権等の額以内の貸付を受けることができる。貸付を受ける都度、掛金総額から貸付額の10分の1が費用として控除され、掛金は、貸付を受ける権利を得るための実質的な対価であることから、掛金拠出時に損金算入する課税特例が認められている。

改正案では、共済金の貸付限度額を閣議決定により迅速に引き上げることができるよう政令事項に改めた上で、貸付限度額を現行の3,200万円から8,000万円に、掛金総額の限度額を同320万円から800万円に、掛金月額限度額を同8万円から20万円にそれぞれ引き上げる。

この共済掛金は全額損金・必要経費となるが、最大の特徴は、この掛金が単なる掛捨てではないところにある。解約は自由で、納付月数が12ヵ月以上なら80%、40ヵ月以上なら100%の掛金が戻ってくる。もちろん無利息ではあるが、100%戻ってくる。いわば積立預金と同様のものだが、積立預金と違って、納めた掛金がすべて損金(必要経費)となるのだ。これが節税効果が注目される所以である。

今週のキーワード

東証統計月報

統計月報は平成20年3月号で発行を取り止め、ホームページ掲載に変更した。これまでの刊行物は在庫がある限り有料で入手できる。HPは旧月報と掲載内容が一部異なるが、原則、毎月21日に掲載される(休業日の場合は繰下げ)。掲載期間は37ヵ月(2008年2月号から掲載開始)。掲載期間を過ぎた月から順次削除される。HP上では有料統計データサービスも行われ、株式の売買高や相場表、銘柄別の時価総額、長期統計データ(CD-ROM)等のデータを提供している。